

佐世保市学校再編基本方針

～新しい学校環境づくりに向けて～

令和2年 3月

佐世保市教育委員会

目 次

はじめに	2
I 学校再編の背景	
1 児童生徒数の推移に伴う学校規模の現状	3
2 学校施設の現状	5
3 地域と通学区域（校区）の現状	6
II 学校再編の基本的な方針	
学校再編の基本方針	7
1 佐世保市の学校規模についての考え方	8
(1) 望ましい学校規模	8
(2) 学校規模への対応の在り方	9
2 佐世保市における小・中学校及び義務教育学校の適正配置	10
(1) 適正配置の基本的な考え方	10
(2) 適正配置の視点	10
3 学校再編における小中一貫教育の導入について	11
(1) 小中一貫教育とは	11
(2) 佐世保市において小中一貫教育を導入する目的	11
(3) 学校再編における小中一貫教育の導入	12
4 学校再編の具体的な取組と検討優先度について	13
(1) 学校再編の具体的な取組	13
(2) 学校再編の検討優先度について	13
【表】再編の検討を行う学校とその優先度	14
5 学校再編における留意点	
(1) 保護者や地域の皆様との丁寧な合意形成	15
(2) 学校と地域の連携への配慮	16
(3) 統合や通学区域の変更により生じる課題への対応	16
III 参考資料	
【資料①】 再編を検討する佐世保市立学校の規模と位置関係（令和元年度）	17
【資料②】 再編を検討する学校の規模と位置関係（令和22年・2040年度推計）	18

はじめに

義務教育段階の学校の目的は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的な資質を養うことです。

その目的の実現のためには、知識や技能の習得だけでなく、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することが大切です。

このような教育活動の実現に向けては、一定の規模の児童生徒数が確保されていることや、バランスのとれた教職員の配置など、地域の実態に合わせながら、望ましい学校規模を確保することが重要になります。

佐世保市においては、児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化が進行しています。学校の小規模化は、児童生徒一人一人へのきめ細かな対応など、一定の利点がある一方、部活動や学級編成、学校行事等の集団生活の中で、社会性を育むという面で、学校教育活動に影響を及ぼしています。

また、本市では、昭和30～40年代に建築された、多くの学校施設で老朽化が進んでおり、その対応策として、長寿命化改修や建て替えなどの施設更新作業を円滑に進める必要があります。

加えて、地域の核としての性格を有することが多い学校と、新たに設立された地区自治協議会や、既存の自治会をはじめとする各地域団体との連携や協働は、今後の教育活動において、さらに重要度を増してきています。

こうした「学校規模」、「施設」、「地域」等、様々な佐世保市立学校の現状を踏まえると、保護者や地域の方とともに、学校再編を進めていく時期がきていると考えます。

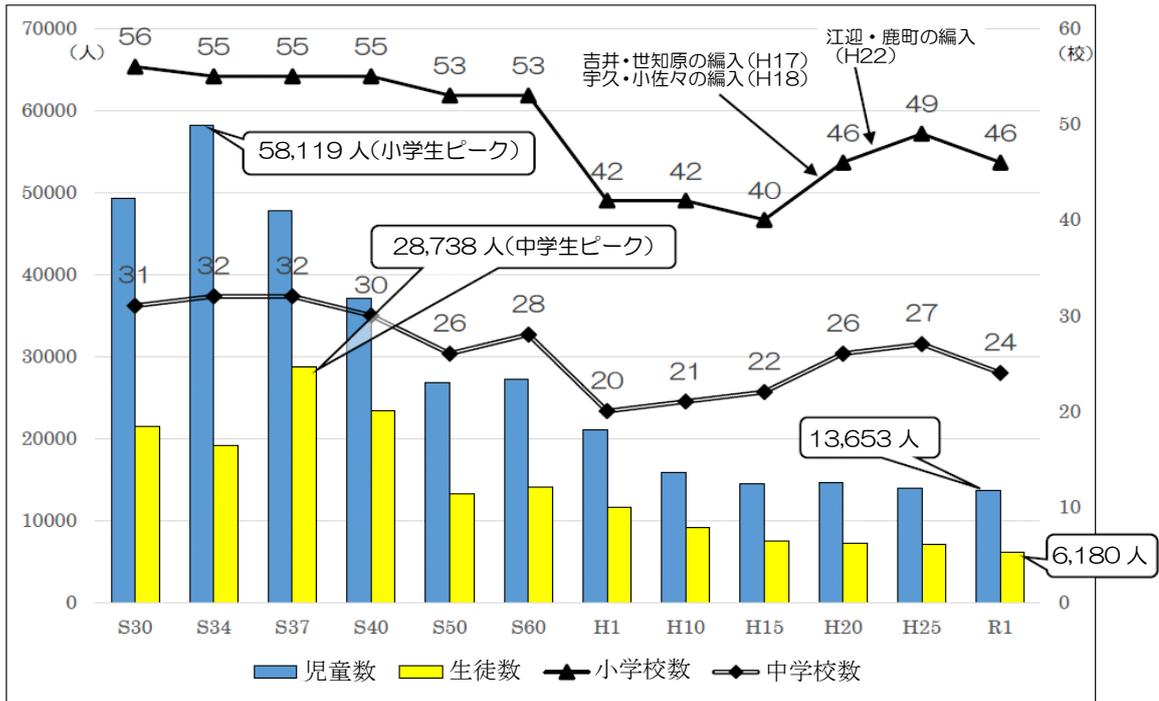
そこで、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月策定）」や、佐世保市通学区域審議会の「答申」

（令和2年1月17日）をもとに、「佐世保市学校再編基本方針」を策定し、今後、新しい学校環境づくりを進める際の指針とするものです。

1 児童生徒数の推移に伴う学校規模の現状

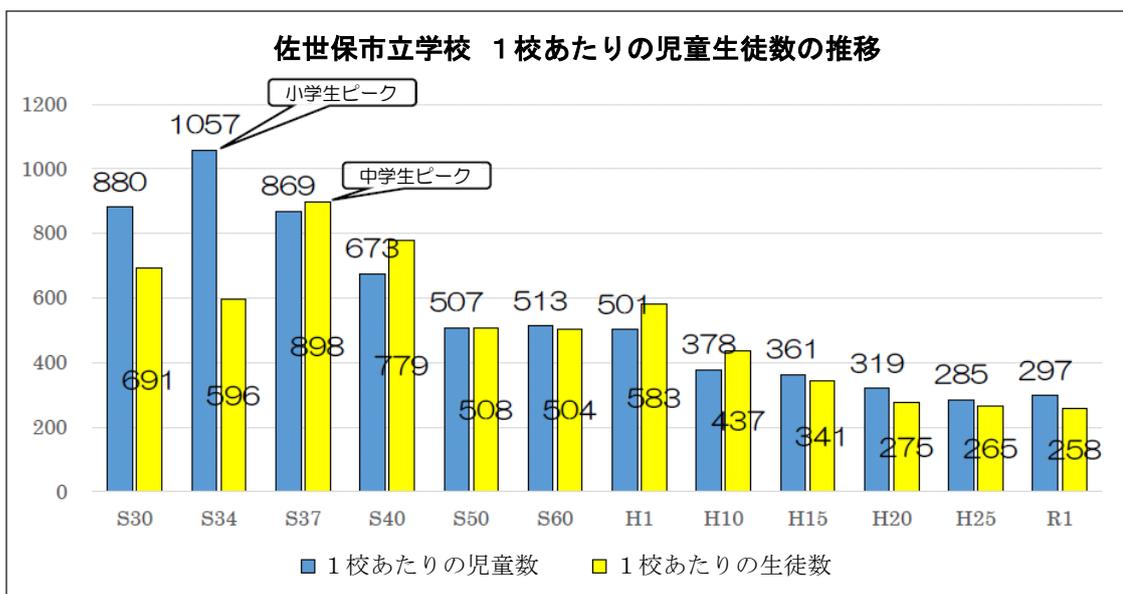
全国的に少子化が進行する中、佐世保市立学校の児童生徒数（合併前の地域を含む）は、昭和30年代のピーク時に比べて、8割近く減少し、令和元年度初めて合計2万人を下回りました。

佐世保市の児童生徒数及び市立小・中学校の推移



※ 学校数は佐世保市のみ。児童生徒数には合併前の地域も含まれています。
 ※ R1の義務教育学校は、便宜上小学校の数に含めています。
 ※ ピーク時との比較【小学生：約76.5%減 中学生：約78.5%減】

佐世保市立学校 1校あたりの児童生徒数の推移



※ピーク時との比較【小学生：約71.9%減（1057→297人） 中学生：約71.3%減（898→258人）】

一方、学校数については、統廃合や市町村合併を経て、現在の70校に再編されました。ピーク時と比較して17校減少したものの、1校あたりの児童生徒数は3分の2以上減少し、多くの学校で小規模化が進んでいます。

また、一部の地域では、宅地開発などの要因により、児童数が増加し、施設面など教育環境に影響が出ている学校も見られます。

30年前との規模別学校数の比較

学校規模※ ¹	平成元年度（1989年）	令和元年度（2019年）	差
小規模校〔11学級以下〕	33校（小14+5・中8+6）	46校（小26・中18・義2）	13校 増加
適正規模校〔12～18学級〕	29校（小16+6・中6+1）	15校（小9・中6）	14校 減少
大規模校〔19～30学級〕	12校（小9・中3）	8校（小8・中0）	4校 減少
過大規模校〔31学級以上〕	6校（小3・中3）	1校（小1・中0）	5校 減少
合計数	80校（小42+11・中20+7）	70校（小44・中24・義2）	10校 減少

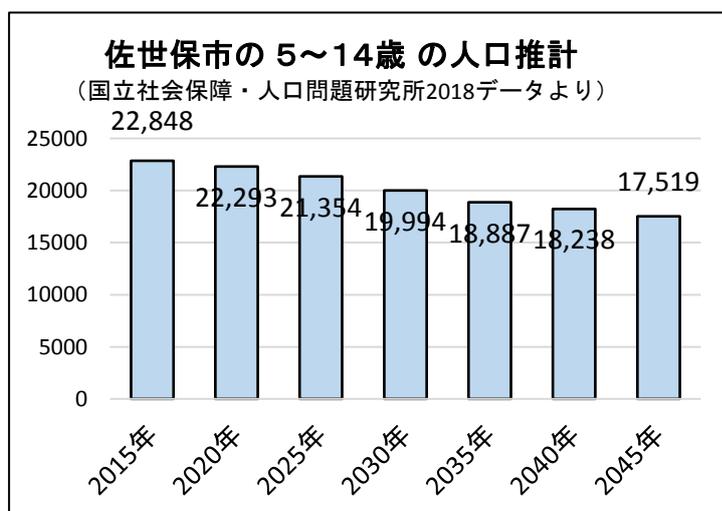
※1「学校規模」の分類については、平成28年の通学区域審議会報告書に準じて表記しています。

〔 〕内の学級数は通常学級数であり、特別支援学級数は含みません。

（ ）内は学校数です。「+数」は旧合併町（吉井、世知原、宇久、小佐々、江迎、鹿町）の学校数です。

上の表のように、佐世保市では、30年前に比べると、国の定める標準学級数を下回る小規模校が増加しています。

通学区域審議会の答申では、学校規模が小規模であることのメリットやデメリットが示されており、そのメリットを最大限に生かした教育活動を行うことは、引き続き重要な課題です。



さらに、今後佐世保市の5歳～14歳の人口は、国立社会保障・人口問題研究所によると、2015年から2045年までの30年間で、約2割以上(23.3%)減少するという推計もあり、今後も児童生徒数の減少が続くものと思われます。

2 学校施設の現状

(1) 学校施設の老朽化や劣化が進行しています

建築経過年数が40年^{※2}以上経過した校舎がある市立学校の割合は、全70校中の70%に上り、学校施設の老朽化や劣化が進んでいます。様々な要因により、必要な改修が実施できていない施設が一定存在していることに加え、今後も老朽化した施設が増加することを踏まえると、現在の小・中学校及び義務教育学校、全70校を維持していくと仮定した場合、児童生徒の安全性への影響が懸念されます。

建築年数が40年を超える学校数とその割合

学校種と校数	割合
小学校 34/44校	全小学校の 約77.3%
中学校 15/24校	全中学校の 約62.5%
義務教育学校 0/2校	0%
合計 49/70校	全市立学校の 70.0%

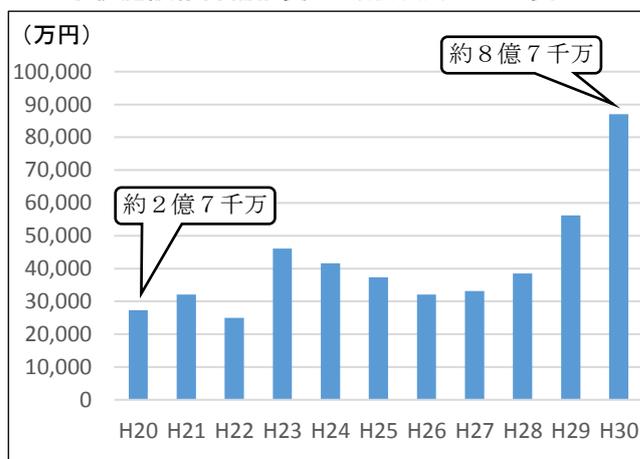
※2…長寿命化改修か建て替えかを判断するための構造体健全性調査を行う目安となるのが建築経過年数40年です。

(2) 施設の維持補修費が増大しています

外壁や天井部材の落下など、補修が必要な状態がみられる学校が増えています。

大規模改修（屋上防水・外壁工事など）を含む、学校施設の維持補修費は、10年前と比べると3倍以上に膨らんでいます。今後、老朽化が進むことで、維持補修費も、さらに増大する可能性があります。

学校施設維持補修費（大規模改修含む）の変化



(3) 学校施設の改修サイクルを確立し、持続させることが求められています。

児童生徒の安全を確保するためには、事故等が起こってから対応する対処療法的な対応だけでなく、起こる前に未然に対応する「予防保全」が求められます。そのためには、学校施設を計画的に改修（長寿命化・建て替え）していくサイクルを確立し、持続させていかなければなりません。

人口減少と施設老朽化が進む本市において、改修サイクルを持続可能なものとするためには、老朽化対策の緊急度が高い順に、将来の児童生徒数を見据えた学校規模の適正化及び適正配置を行い、効率的な教育環境の整備に努めることが求められています。

3 地域と通学区域（校区）の現状

通学区域（いわゆる校区）において、一部の地域で、学校と地域が緊密な連携をとるうえで課題となりうる現状がみられます。

① 学校が通学区域の外にあるケース

○潮見小学校

※ 現在の状況としては、保護者から是正を求める声などは学校に届いてはいませんが、「地域とともにある学校づくり」の視点から、検討の余地があると考えます。

② 小学校と進学先中学校の主たる地区自治協議会が異なるケース

○木風小学校（南地区）→山澄中学校（山澄地区）
○天神小学校（崎辺地区）→東天神・大黒町の一部は福石中へ（南地区）
○春日小学校（北・大野地区）→清水中学校（清水地区）・大野中学校（大野地区）

※ 小学校と中学校で地区の活動地区が異なる状況は、学校、保護者、地域にとって、所属感、負担感などから課題があると思われれます。

③ 小学校の進学先が2つの中学校に分かれているケース

○天神小学校（崎辺中と福石中） ○木風小学校（山澄中と福石中）
○春日小学校（清水中と大野中） ○相浦西小学校（日野中と相浦中）

※ 小中連携、学校と地域の連携という視点から課題があると思われれます。

④ 2つの地区自治協議会の区域に通学区域が重なっているケース

（崎辺・南地区）○天神小学校 ○福石中学校 ○崎辺中学校
（山澄・南地区）○潮見小学校 ○山澄中学校
（清水・北地区）○清水小学校 ○清水中学校
（大野・北地区）○春日小学校 ○大野中学校
（針尾・江上地区）○東明中学校
（愛宕・九十九地区）○愛宕中学校

※ 2つの自治協区域に重なることで、児童生徒、保護者、学校関係者が、それぞれの会合に参加する機会が出てきます。また、中学校単位で活動してきた健全育成会の活動との連携においても課題があると思われれます。

学校再編の目的は、子どもたちの教育環境を整えることで、望ましい学校教育の実現を支えることです。

学校再編においては、前章で触れた「学校規模」、「施設」、「地域」等に起因する課題の解決に向け、次の方針に沿って教育環境の改善に取り組みます。

学校再編の基本方針

本方針は、約20年後の佐世保市立学校の姿を見据え、今後10年間の学校再編計画の基本となるものです。また、本方針を踏まえ、学校再編を検討する学校ごとに、個別の再編案を作成します。

1【保護者や地域住民の皆様との丁寧な合意形成】

令和2～3年度に、全ての学校再編検討校を対象に説明を行います。

協議においては、教育委員会よりお示しする再編案をもとに、保護者や地域の皆様のご意見やご要望を踏まえながら、皆様のご理解とご協力を得られる再編計画となるよう、丁寧な合意形成に努めていきます。

なお、再編の具体的な実施時期は、協議の進捗状況や施設改築の有無など様々な条件が整うことで決定しますので、説明を行った順序とは前後することも想定されます。

2【学校規模の課題への対応】

一定の集団規模を確保し、児童生徒にとって望ましい教育環境を整えるため、佐世保市の今後の児童生徒数に対応する「学校規模の適正化」及び「学校の適正配置」を目指し学校再編（学校の統合・通学区域の見直し）に取り組みます。

3【施設老朽化の課題への対応】

安全な教育環境を確保する「予防保全」の考え方を踏まえ、施設老朽化対策の必要性が高い学校から、優先的に学校再編の検討を進めていきます。

4【学校と地域の連携への配慮】

通学区域を見直す場合は、地域の子どもたちを育むという目的において、地域と協働していく学校の役割を重視し、地域の意見を踏まえ、地区自治協議会や自治会等の区域に配慮します。

1 佐世保市の学校規模についての考え方

(1) 望ましい学校規模

学校では、単に各教科の学習内容を身に付けさせるだけでなく、子どもたちが、集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合う中で、考える力や問題解決能力などを磨いていくことになります。

また、クラス替えによって新しい人間関係を築く中で、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、社会性や規範意識について学べるような配慮も大切です。

このような教育環境を確保するためには子どもたちが一定規模の集団生活の中で活気に満ちた学校生活を送ることができる学校規模が必要だと考えます。

学校規模の指標の一つとして「学級数」があり、学校教育法施行規則では、次のように定められています。

<p>第41条 小学校の学級数は<u>12学級以上18学級以下を標準</u>^{※3}とする。 ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。</p>

※3…中学校は小学校の規定を準用→同第79条

義務教育学校は18学級以上27学級以下を標準とする→同第79条の3

このようなことから、佐世保市では「望ましい学校規模」を次項のように捉えつつ、学校再編に取り組みます。

学校規模の分類

規模	小学校	中学校	義務教育学校	特 徴
規模過小	1～5 学級	1～2 学級	1～8 学級	<ul style="list-style-type: none"> 複式学級が存在する規模 クラス替えができない規模
小規模校	6学級	3学級	9学級	<ul style="list-style-type: none"> クラス替えができない規模
	7～8 学級	4～5 学級	10～11 学級	<ul style="list-style-type: none"> おおむね1つまたは2つの学年しか、クラス替えができない規模
	9～11 学級	6～8 学級	12～17 学級	<ul style="list-style-type: none"> 小学校で半数以上、義務教育学校で3分の1以上の学年においてクラス替えができる規模 中学校では全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模
	/	9～11 学級	/	<ul style="list-style-type: none"> 全学年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模
望ましい規模の学校	12～18学級 <small>(小学校…各学年2～3学級) (中学校…各学年4～6学級)</small>		18～27 学級 <small>(各学年2～3学級)</small>	<p>(期待される効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全学年でクラス替えが可能 同学年への複数の職員配置により、子どもたちへの多様な指導や教職員同士の共同研究が可能となる より多くの友人と学級間の交流を深めることで切磋琢磨する機会を増やし、人間関係を広げたり修復したりする力や社会性を育むことが可能(特に中学校や義務教育学校では) 部活動の選択の幅が広がる 各教科で複数名の教員配置が可能
模大校規	19～30学級		28～36 学級 <small>(各学年3～4学級)</small>	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の学級数がやや多く、教育課程の編成、実施に際し配慮を要する規模
規模過大校	31 学級以上		37 学級 以上 <small>(各学年4～5学級以上)</small>	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の学級数が多く、教育課程の編成、実施に際し配慮を要する規模

(2) 学校規模への対応の在り方

転出入や、住宅開発等により、望ましい学校規模の範囲を一時的に下(上)回った学校があったとしても、その期間が数年程度であれば、適切な対応策を講じることにより、望ましい規模の学校と、ほぼ同様の教育環境を保つことができると考えられます。

また、佐世保市では離島部や、隣接する同校種の学校との距離が離れているなど、地域によっては、統合による規模の確保が難しい場合も想定されます。

従って、望ましい学校規模の範囲や対応の在り方については、各地域の実態に応じながら、柔軟に考えていきます。

2 佐世保市における小・中学校及び義務教育学校の適正配置

(1) 適正配置の基本的な考え方

学校の配置にあたっては、児童生徒の通学条件を考慮する必要があります。

学校統合や通学区域の見直しに伴い、通学区域が拡大する場合は、遠距離通学となる地域が生じることが見込まれることから、児童生徒の負担面や安全面を考慮し、以下のような視点に基づいて検討していきます。

(2) 適正配置の視点

① 通学距離について

小学校

通学距離は、徒歩によりおおむね4 km以内とする。ただし、小学校の統合を協議する際、統合により通学距離が4 kmを超える場合には、公共交通機関やスクールバスの利用など、通学に関する助成を検討する。

中学校・義務教育学校

通学距離は、徒歩および自転車によりおおむね6 km以内とする。ただし、中学校の統合を協議する際は、統合により通学距離が6 kmを超える場合には公共交通機関やスクールバスの利用など、通学に関する助成を検討する。

【参考法令】義務教育諸学校施設国庫負担法施行令第4条

通学距離が小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつては、おおむね6キロメートル以内であること。

② 通学路の安全性について

通学路の安全性確保については、例えば、次のような配慮が必要です。

- 通学路の安全点検やスクールゾーンの設置などの安全対策
- 登下校時の危険予測・回避能力向上などの安全教育の充実
- 見守りボランティアやパトロールなど、地域全体で見守る体制づくり
など

3 学校再編における小中一貫教育の導入について

(1) 小中一貫教育とは

小中一貫教育とは、「小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」のことです。

校舎が同じ（施設一体型）であることや、校舎が離れていること（施設分離型）にかかわらず、小中一貫教育を行う学校制度としては、大きく分類すると「義務教育学校」と「小中一貫型学校」の2つの形があります。

大きな特徴の違いは、「小中一貫型学校」では、小学校と中学校が別組織であるのに対し、「義務教育学校」は、一人の校長の下で、一つの教職員組織が、9年制の学校で教育を行うということです。

(2) 佐世保市において小中一貫教育を導入する目的

本市における小中一貫教育校の目的は、義務教育9年間を見通した継続的で一貫性のある教育活動を通して、児童生徒の発達段階に応じた学習指導及び生活指導を行うことにより、児童生徒の個性や能力を伸ばす教育の充実を図ることです。そして、以下のような教育効果を期待し、地域の実情や要望などに基づいて、小中一貫教育を導入しています。

- ① 本市の教育課題（学力向上・児童生徒理解・豊かな心の育成…など）を解決する一つの方策となる。
- ② 独自教科の設定など、特色のある取組を実施することにより、佐世保を愛し、その発展を支える人材育成の方策となる。
- ③ 同校種との統合が困難な場合における集団規模確保の一手段となる。

本市における小中一貫教育導入校では、「中1ギャップ^{※4}の緩和」、「異学年交流によるコミュニケーション能力の向上」、「小中相互乗り入れ指導^{※5}の実現」などの成果が見られています。

※4…「中1ギャップ」とは、一般に小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす現象のことを指します。

※5…「相互乗り入れ指導」とは、中学校教員が小学校で指導を行ったり、小学校教員が中学校で指導を行ったりすることです。

(3) 学校再編における小中一貫教育の導入

佐世保市通学区域審議会答申（令和2年1月17日）には、「小中一貫教育については、一定の集団規模を確保する手段として有効との報告もあることから、引き続き学校・地域の要望に基づき、導入の可能性を検討していく。」と示されています。

従って、学校再編におきましては、小規模化の課題がありながら、地域の実情により、同校種との統合が難しい場合、小中一貫教育の導入により、小学校・中学校全体として一定の集団規模の確保を目指します。

また、文部科学省は手引き^{※6}の中で、「小中一貫教育に取り組む場合に、必ずしも施設一体型を目指そうとする必要はない」としつつ、「施設分離型の小中一貫型学校は、義務教育学校や施設一体型の学校と比べればメリットが見えにくい」という意見についても触れています。

そこで、学校再編において小中一貫教育を導入する際は、より高い教育効果を望める、施設一体型の義務教育学校、または小中一貫型学校の設立を視野に検討していきます。

施設一体型 義務教育学校・小中一貫型学校 のイメージ

分類	再編前 → 再編後	特徴
義務教育学校	<p>A中学校 B小学校 C小学校 校長 校長 校長 (3校以上でも可)</p> <p>A B 義務教育学校 校長(1人)</p>	<p>修業年限 9年(前期課程6年+後期課程3年)</p> <p>校長 1人</p> <p>教職員組織 小、中の区別がなく1つの組織</p>
小中一貫型学校	<p>A中学校 B小学校 C小学校 校長 校長 校長 (小または中学校が複数の場合、統合へ) (校長1人が併任する場合もある)</p> <p>A 中学校・B 小学校 校長 校長</p>	<p>修業年限 小学校6年 中学校3年</p> <p>校長 小、中それぞれに1人</p> <p>教職員組織 小、中ごとに別組織</p>

※6…「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」（平成28年12月26日 文部科学省）

4 学校再編の具体的な取組と検討優先度について

(1) 学校再編の具体的な取組

学校再編の主な取組は、「学校の統合」と「通学区域の見直し」です。

①学校の統合

児童生徒の減少による小規模化や施設老朽化など、教育活動上課題のある学校については、学校間の距離・通学距離等を勘案し、学校統合による学校規模の適正化と適正配置及び改築等を検討していきます。

本方針における、統合とは、次の4つを指します。

- ①小学校同士の統合
- ②中学校同士の統合
- ③本校と分校の統合
- ④小学校と中学校の義務教育学校への統合

②通学区域の見直し

学校規模、地区自治協議会や自治会と通学区域との関係、通学距離などに課題がある場合、隣接する学校の通学区域の一部を変更し、学校規模の適正化と適正配置を検討していきます。

(2) 学校再編の検討優先度について

佐世保市通学区域審議会は「今後の佐世保市立小・中学校及び義務教育学校の通学区域の全市的な見直しについて（答申）」（令和2年1月17日）において、次のように提言しています。

佐世保市教育委員会は、児童生徒の教育環境を整え、学校教育水準を確保するため、【別表】に示した学校とその優先度にしたがって、学校の通学区域の見直しや統合など、具体的な学校再編を進めることが望ましい。

特に、優先度に反映された学校施設の老朽化は、児童生徒の安全にかかわる喫緊の課題であり、優先度が高い学校については、速やかに検討に入るべきと考える。

この答申を踏まえ、佐世保市教育委員会では次表のように、再編を検討すべき学校とその優先度(ア～チ)を設定しました。令和2年度から3年度までに、「ア」から「チ」グループの学校順（※市内全ての市立学校が対象ではありません。）に、教職員、保護者、地域の皆様との協議を行ってまいります。

5 学校再編における留意点

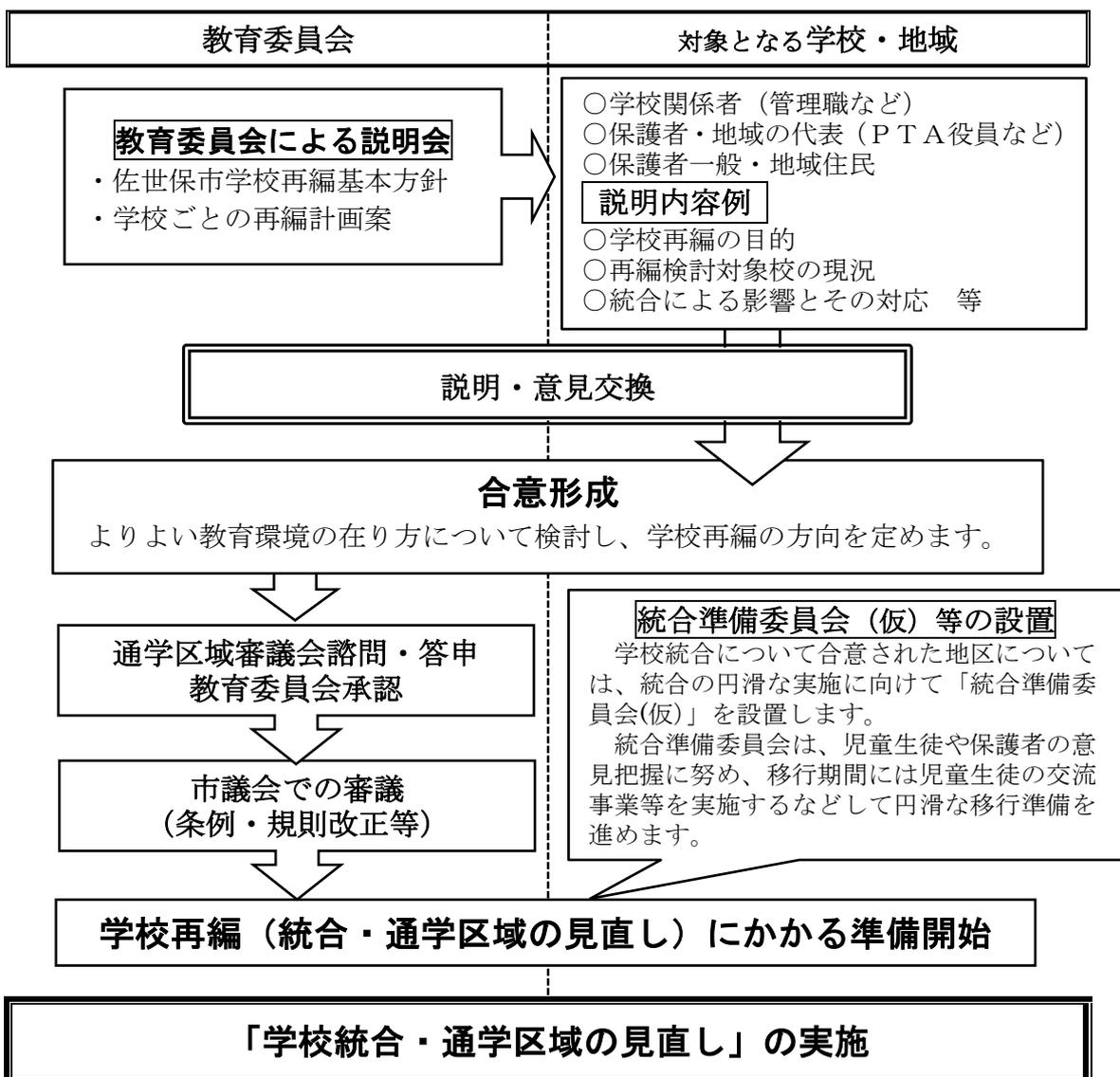
(1) 保護者や地域の皆様との丁寧な合意形成

学校再編における協議では、それぞれの地域の実態を踏まえつつ、現在や今後10年、20年先の児童生徒のことを考えた議論を行う中で、保護者や地域の皆様のご理解とご協力を得られる計画となるよう、丁寧な合意形成に努めます。

なお、学校・地域へのご説明は、「ア」から「チ」グループの順に行いますが、実際の再編実施においては、協議の進捗状況、施設の改築の有無や、他の再編地区とのかかわりなど、様々な条件により順番が前後することがあります。

学校再編における協議の基本的な流れは以下のとおりです。

学校再編における協議の流れ（イメージ）



統合や通学区域の方向について、保護者や地域の皆様の一定の合意を得られましたら、「統合準備委員会（仮）」を立ち上げ、より具体的な検討事項を協議してまいります。

統合準備委員会（仮）

【 構成員 例 】

- ・ P T A（育友会）
- ・ 地域代表
- ・ 学校
- ・ 教育委員会
- ・ その他
（地域の実態による）

【 主な検討事項 例 】

- ① 統合スケジュール
- ② 校名、校歌、校章
- ③ 教育環境整備、通学等安全対策
- ④ 交流事業
- ⑤ 記念行事
- ⑥ 新入生への配慮
- ⑦ 閉校式、開校式
- ⑧ 児童生徒、保護者等への説明会開催・意見把握
- ⑨ その他

（２）学校と地域の連携への配慮

学校統合や通学区域の見直しなど、学校再編を検討するにあたっては、学校と地域の連携・協働という視点を踏まえ、保護者や地域の皆様のご意見を聞き、通学区域と地区自治協議会区域や自治会などの区域の在り方に配慮します。

なお、地区自治協議会区域内における学校の存続については、学校規模、施設、地域等の視点から総合的に判断していきます。

（３）統合や通学区域の変更により生じる課題への対応

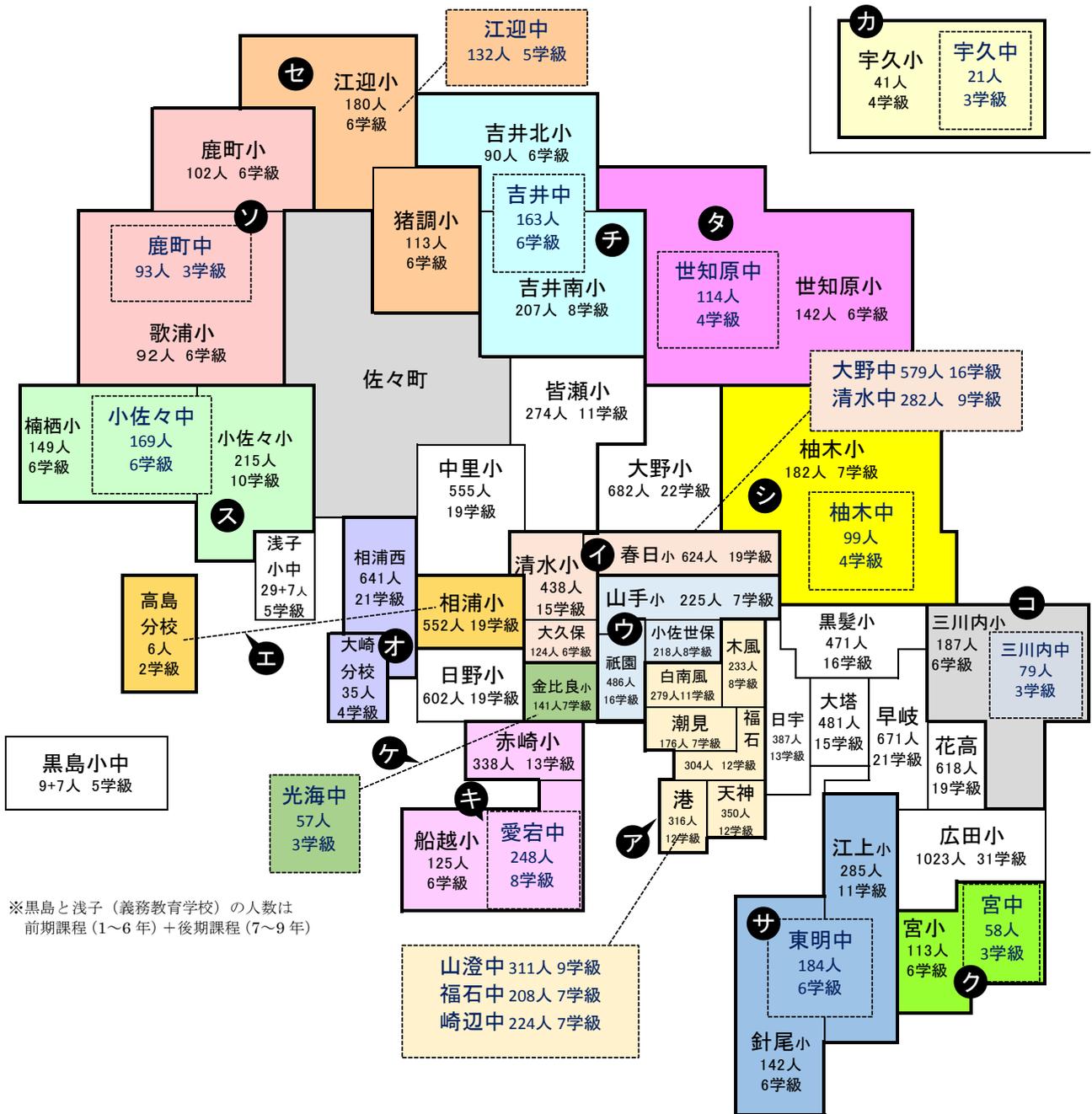
学校の統合や通学区域の変更においては、様々な課題が出てくることが考えられます。特に、児童生徒の新たな環境への適応については、以下のような対応を行います。

児童生徒にとっての環境変化への対応例

- 学校行事や部活動等において統合予定校の児童生徒間の交流を行うこと。
- 統合後の学級編成や、担任決定など、十分な配慮を行うこと。
- 学習規律や生活規律等に関するルール、生徒指導の方針・基準等について、統合対象校の間で調整しておくこと。
- 児童生徒や保護者の不安や悩みを把握するアンケートを継続的に実施すること。
- スクールカウンセラー等の支援を受けられる体制を整備すること。
- 特別な支援を必要とする児童生徒への支援計画を作成すること。
- 集団登下校や保護者の付き添いなどで、安全な登下校の仕方を決めたり、実際に登下校したりと、児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるための教育を充実させること。

【資料①】 再編を検討する佐世保市立学校の規模と位置関係（令和元年度）

- ※ 児童生徒数は、令和元年5月1日現在の人数。
- ※ 学級数は、特別支援学級を含まない。
- ※ 中学校は、再編検討対象となっている学校のみを掲載。



※黒島と浅子（義務教育学校）の人数は
前期課程（1～6年）+後期課程（7～9年）

【資料②】 再編を検討する学校の規模と位置関係（令和22年・2040年度推計）

- ※ 児童生徒数は佐世保市教育委員会による推計値（生残率、出生率、転出入移動率等から算出）
- ※ 学級数は特別支援学級を含まない推計値。
- ※ 中学校は再編検討対象となっている学校のみを掲載

